○文部科学省告示第百四十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日　文部科学大臣　松野　博一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
是川石器時代遺跡	昭和三十二年文化財保護委員会告示第四十五号、平成十六年文部科学省告示第百四十七号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十七号	青森県八戸市大字是川字中居	二番三、二番五、三番一、六番五、六番六、六番七、六番八
鳥海山	平成二十年文部科学省告示第三十四号及び平成二十一年文部科学省告示第百十六号	秋田県由利本荘市	別図の通り。 備考　別図は省略し秋田県教育委員会及び由利本荘市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
		山形県飽海郡遊佐町上蕨岡字松ケ岡	四五番
		同　吹浦字駱堂	一番のうち実測四八・三七平方メートル 山形県飽海郡遊佐町吹浦字柴燈林一三番一と同字柴燈林一五番二に挟まれ同字駱堂一七番一と同字内林三四番一に挟まれるまでの道路敷、同字柴燈林一三番二に南接し同字駱堂一番に南接するまでの水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を山形県教育委員会及び遊佐町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
女堀	昭和五十八年文部省告示第百二十六号、平成六年文部省告示第百二十六号及び平成九年文部省告示第百六十五号	群馬県前橋市二之宮町峰下	二二七番一、二二九番一、二四四番二、二四五番二のうち実測五八・八五平方メートル
		同　前橋市東大室町	二二〇番のうち実測一七七三・二四平方メートル、四二三番四のうち実測一一三・三七平方メートル
		同　伊勢崎市下触町	二三三番のうち実測三二八・二三平方メートル、二三六番二、二三六番三 群馬県伊勢崎市下触町二二八番一と同二三三番に挟まれる道路敷のうち実測四九・四四平方メートル、同二三六番二と同二三八番八七に挟まれる道路敷のうち実測一八・〇三平方メートルを含む。 備考　一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を群馬県教育委員会、前橋市教育委員会及び伊勢崎市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
真福寺貝塚	昭和五十年文部省告示第百二十号、平成四年文部省告示第四十二号及び平成十年文部科学省告示第百九号	埼玉県さいたま市岩槻区城南二丁目	二五一番一、二五一番八、二五一番九、二五三番三、二五三番一、二五三番二、二五四番一、二五四番五
		同　城南三丁目	九七三番二、九七四番二、九七四番三、九八二番二、九九七番、一〇五二番、一〇五三番一、一〇五三番二、一〇五四番四
		同　大字真福寺字谷頭	一〇三八番一、一〇三九番、一〇四〇番一、一〇四一番三、一〇四一番四
小田原城跡	[illegible]	神奈川県小田原市城山二丁目	三一六番、三一八番、四七三番一、四七三番二、四七三番四、四七三番五、四七三番七、四七三番八、四七三番九、四七三番一一、四七三番一二のうち実測三一二・三六平方メートル、四七四番一、四七四番二、四七四番三、四七四番五、四七四番七、四七四番九、四七五番二のうち実測四六四・八七平方メートル、四七五番三、四七五番五のうち実測一四・二三平方メートル、四七六番のうち実測一九六・六六平方メートル、四七六番二、四七六番三、四七六番四のうち実測五一・三七平方メートル、四七七番一、四七七番二、四七七番五、四七七番六、四七七番七、四七八番二、四七九番二、四七九番三、四七九番四、四七九番五
		同　城山三丁目	一〇三五番、一〇三五番二、一〇三六番一、一〇三六番二、一〇三六番三、一〇三六番四 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を神奈川県教育委員会及び小田原市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
後瀬山城跡	平成九年文部省告示第九十五号	福井県小浜市小浜男山	[illegible]八五番一のうち実測八三五・三二平方メートル 福井県小浜市小浜男山[illegible]を含む。
		同　小浜鹿島	[illegible]